

株式会社マイヨーロッパ 旅行条件書 【手配旅行】

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面および同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

2. 手配旅行契約

- (1) この旅行は株式会社マイヨーロッパ(以下「当社」といいます。)が手配する旅行であり、この旅行に参加するお客様は当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行代金」といいます。)のほか、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を申し受けます。
- (4) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書および当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。
- (5) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当の事由により、運送・宿泊等との間で旅行サービスの提供する契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、当社所定の取扱料金を支払わなければなりません。
- (6) 当社は、手配旅行契約の履行にあたって、手配の全部または一部を日本国内または日本国外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社所定の旅行契約申込書に所定の事項をご記入のうえ、当社が定める金額のお申込金とともに当社に提出していただきます。この際のお申込金は、旅行代金の 20%以上、旅行代金全額までとなります。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。お申込金は、旅行代金、取消料、その他お客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (3) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。この場合において、旅行契約の成立時期は、書面に記載した年月日とします。
- (4) 当社は、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約であって、旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
- (5) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (6) 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (7) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (8) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (9) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増加または減少は構成者に帰属するものとします。

4. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効である等の理由により、お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携旅行会社のカードによって決済できないとき。
- (2) お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (3) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (4) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (5) その他当社の業務上の都合があるとき。

5. 契約書面のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、本旅行条件書、ご旅行お引受書、ご日程表、ご旅行代金見積書等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。
- (2) 当社はあらかじめお客様の承諾を得て、お客様にお渡しする旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法により、当該書面に記載すべき事項(以下「記載事項」といいます)を提供することがあります。その場合当社はおお客様の使用するファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

6. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金(旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます)は契約書面に記載した日までにお支払いください。
- (2) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更します。この場合において、旅行代金の増加または減少は、お客様に帰属するものとします

7. 旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

- (1) 変更のために運送・宿泊機関に支払う取消料、違約料、その他の手配の変更に必要な費用
- (2) 当社所定の変更手数料金

8. 旅行契約の解除

(1) お客様の解除権

- a. お客様は、次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。
 - ア. お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、またはいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用
 - イ. 当社所定の取消手数料金
 - ウ. 当社が得るはずであった取扱料金
- b. 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて払い戻しいたします。

(2) 当社の解除権

お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないとき、又はお客様が第 4 項(2)から(4)までのいずれかに該当することが判明したときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときはお客様に次の料金をお支払いいただきます。

- a. お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用
- b. 当社所定の取消手数料金
- c. 当社が得るはずであった取扱料金

9. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます)の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあつては 14 日以内に、海外旅行にあつては 21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様 1 名につき 15 万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。
- (3) 当社の責任の範囲は、第 2 項(2)に記載した手配行為に限定されます。お客様が天災地変、戦乱暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

10. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様からの損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地においてすみやかにそのむねを当社、当社の手配代行者または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません

11. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。

「外務省海外安全ホームページ : <http://www.anzen.mofa.go.jp/>」等でご確認ください。

12. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染情報ホームページ : <http://www.forth.go.jp/>」等でご確認ください。

13. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中に病気やけがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをおすすめします。

14. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの際にお申し出いただいた個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申出いただいた旅行において旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他当社は、当社の営業案内、アンケートのお願い、特典サービスの提供、マーケティング活動、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります
- (2) 当社は、お申出いただいた旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続等に必要範囲内で、運送・宿泊機関等および手配代行者に対し、お客様の個人情報を電子的方法等で送付することにより提供いたします。
- (3) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名および搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、ご出発前までにお申出ください。

15. 約款準拠

本旅行条件説明書に記載のない事項は、当社旅行業約款手配旅行契約の部に定めるところによります。

16. その他

- (1) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
- (2) 航空券の種類によっては、飛行ルートの変更不可、払戻不可、予約便以外の便への変更不可、途中降機の制限等、様々な制約があります。ご利用の際は詳細をご確認下さい。
- (3) 航空券の種類によっては、予約された日時・経路通りに搭乗しないと、以後の予約が自動的に取り消されたり、ご利用の航空会社から、各社の定める正規運賃との差額等を後日請求される場合があります。特に復路便の搭乗権利放棄をされると、後日追加代金の請求を受けることとなりますのでご注意ください。この場合当該追加代金の支払いはお客様に帰属するものとします。
- (4) 航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社との会員プログラムにつき、当該サービスに関してのお問い合わせ、登録等は、お客様ご自身で航空会社にご申告下さい。当社ではマイレージサービスに関しての責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

この旅行条件書は2020年4月の基準に基づきます。